



- ・手帳所持者の死亡
- ・身体障害者手帳取得から10年経過したとき

各種助成制度を受けること

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。（食事療養費・室料などは対象外）

◆対象者

次の項目にすべて該当する方

- ①身体障害者手帳（3級～6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）のいずれかをお持ちの方
- ②18歳（18歳になった年度の3月31日までを除く）から69歳までの方
- ③所得税非課税の方

- ・転居や氏名変更
- ・他市町村から大山町に転入
- ・大山町から他市町村へ転出
- （転出先の市町村障がい福祉担当窓口にご相談ください）
- ・手帳の紛失や破損

※身体障害者手帳をお持ちの方は、顔写真が古くなると本人確認が困難となるため、10年に1度再交付の手続きが必要です。手続きには、印鑑・お持ちの身体障害者手帳・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚が必要です。

【障害者通所・通院費助成】

◆**手続きに必要なもの**
領収書（保険点数のわかるもの）
レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳

次の項目に該当する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（公的扶助の受給者は除く）
・在宅の障がい者が就労移行支援・就労継続支援を行う事業所などに通

所する場合。

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の事業所・医療機関は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。また、通所・通院に送迎サービス等を利用している場合や、通所に係る手当等を受けている場合は対象外です。

◆**手続きには、町指定の申請書に医療機関・事業所の証明が必要になります。**

【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（所得税非課税の方が対象。公的扶助の受給者は除く）
※通院に送迎サービス等を利用して

いる場合は対象外です。
◆**手続きには、町指定の申請書に医療機関の証明が必要になります。**

◆**手続き・問い合わせ先**
福祉介護課

☎0859・54・5207
中山支所総合窓口

☎0858・58・6111
大山支所総合窓口

☎0859・53・3311

『第5期大山町障害福祉計画及び第1期大山町障害児計画』を策定しました

本町では、「安心して暮らす」「学び、働き、社会参加を促進」「共に暮らす社会の実現」を基本目標として、平成27年3月に「大山町障がい者プラン」を策定し、各種施策の推進に取り組んできました。

このたび、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなどの確保に関する「第5期大山町障害福祉計画（計画期間…平成30年度～平成32年度）」、児童福祉法の改正により障がい児福祉のさらなる取り組みを推進するため「第1期大山町障害児福祉計画（計画期間…平成30年度～平成32年度）」を策定しました。

これらの計画をもとに障がいのある人もない人も、共に住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことができるよう関係機関の連携を行い、取り組みを行っていきます。

内容については、大山町ホームページまたは福祉介護課で閲覧できます。

◆**問い合わせ先**
福祉介護課

☎0859・54・5207